

社会福祉法人滝沢市保育協会役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人滝沢市保育協会（以下「協会」という。）が定める役員等及び委員の報酬並びに費用弁償(以下「報酬等」という。)について定める。

(定義)

第2条 役員等とは、理事、監事及び評議員をいう。

2 委員とは、評議員選任・解任委員会委員及び苦情解決事業第三者委員をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員等及び委員の報酬等については、勤務形態に応じて支給することとし、役員
の地位にあることのみによっては、支給しない。

2 評議員には、定款第八条で定める金額の範囲内で、支給するものとする。

3 報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

(1) 報酬については、別表1に定める額とする。

(2) 役員等及び委員が職務のため出張をしたときは、社会福祉法人滝沢市保育協会旅費規則に基づき支給する。

(報酬等の支給方法)

第4条 役員等及び委員に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。ただし、任期途中で退任することになった場合は、退任月に月割りで支給する（その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた額とする）。

(1) 役員等に対する報酬は、6月に支給する。

(2) 評議員選任・解任委員会委員に対する報酬は、当該会議に出席した都度支給する。

(3) 苦情解決事業第三者委員に対する報酬は、4月に支給する。

(4) 出張旅費は必要の都度、支払うことができる。

2 報酬は、源泉所得税額を控除した額を支払う。

3 報酬等の支給は、現金又は銀行振込とする。

(公表)

第5条 協会は、この規程をもって、社会福祉法第五十九条の二第三項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

附則

この規程は、平成29年6月15日より施行する。

附則

1 令和元年6月19日一部改正。同日より施行する。

附則

1 令和3年6月17日一部改正。同日より施行する。

附則

1 令和5年2月28日一部改正。同日より施行する。

別表1

名 称	勤務形態	報酬額
評 議 員 (年額)	非常勤	20,000円
理 事 長 (年額)	非常勤	600,000円
業務執行理事 (年額)	非常勤	240,000円
理 事 (年額)	非常勤	120,000円
監 事 (年額)	非常勤	120,000円
苦情解決事業第三者委員 (年額)	非常勤	12,000円
評議員選任・解任委員会委員 (日額)	非常勤	6,000円